



流山市監査委員告示第5号

定期監査・行政監査の結果に基づき講じた措置について、流山市長、流山市教育委員会委員長から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により別添のとおり公表します。

平成30年3月26日

流山市監査委員

佐々木 健



流山市監査委員

海老原 功





第4号様式

流 社 第1024号
平成30年2月27日

流山市監査委員

佐々木 健一 様

海老原 功一 様

流山市長 井崎 義治



監査結果に基づき講じた措置について（通知）

平成30年2月15日付け、流監第77号で報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により別紙のとおり通知します。

措置事項報告書

報告年月日・番号	平成30年2月15日 ・ 流監第77号		
監査の種別	定期監査・行政監査		
部 課 等 名	区分	指摘事項等	措置事項
健康福祉部 社会福祉課	指摘 (1)	契約保証金を免除しているものの、契約書にその記載が漏れていた。規則等に基づく適正な契約事務を執行されたい。	各種契約における事務処理時には、財産活用課作成の『予算執行伺書B票「契約保証金」欄について』により確認を行い、また、契約書の確認を複数人で再確認する旨を課内で周知徹底を図りました。 契約書に免除の記載を行い、2字加入しました。
	指摘 (7)	過年度分の支払漏れがあった。支払事務の改善を図られたい。	申請受付簿に確認欄を作成し複数人で確認し再発防止に努めます。

- 1 措置事項については、監査結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じた事項を記入すること。
- 2 区分については、指摘事項又は検討・要望事項等の監査委員意見の区分を記入すること。
表示は、「指摘」又は「意見」とする。